

主治医意見書問診票 Q & A

Q 1

なぜ、問診票を導入するのですか？

A 1

主治医が申請者本人や家族、担当ケアマネジャー等から日頃の状況等の必要な情報を得て医学的に判断するうえで、参考資料として活用していただき、主治医意見書の記載内容の更なる充実を図ることを目的としています。

Q 2

問診票の対象者は？

A 2

要介護認定の新規・区分変更・更新申請者すべての方です。

Q 3

問診票の配付方法は？

A 3

新規・区分変更申請者には、申請窓口等で配付し、更新申請者には、郵送で更新申請の案内をする時に同封します。また、市のホームページにも掲載します。原則として、医療機関より配付することはありません。（なお、医療機関にも予備として問診票を数部お配りしています。）

Q 4

問診票の提出方法は？

A 4

申請者本人や家族、担当ケアマネジャーが高齢介護課の申請窓口へ問診票を提出し、主治医意見書の作成依頼書といっしょに医療機関へお送りします。

Q 5

問診票は必ず提出しないとイケないのですか？

A 5

問診票の必要性は案内しますが、記入や提出は任意となっております。なお、日常の診療により、主治医が申請者本人等と密接に連携がとれており、日頃の状況を把握している、または、聴き取りだけで把握出来る等で、問診票を必要としない場合は、提出は不要となります。主治医にご確認ください。日頃の状況を把握することが困難な場合とは、「初診から間もない」「通院の間隔が長い」「申請者本人に認知症状があるが受診介助がない」等を想定してお

ります。

Q 6

問診票を提出しないと、どうなるのか？

A 6

問診票の記入や提出は任意となっているため、主治医意見書の作成依頼書に問診票の添付がない場合においても、市は、主治医意見書の作成をお願いしています。なお、必要に応じて、医療機関より申請者本人や家族、担当ケアマネジャー等へ問診票が配付される場合があります。なお、医療機関から問診票を受け取られた場合は、記入後の問診票は申請者が直接
医
療機関へ提出してください。

Q 7

問診票に無記入のところがある場合は？

A 7

問診票の質問の内容がわからないところは無理に記入せず、わかる質問のみ記入するよう
になっております。必要に応じて、医療機関が問診票を記入された申請者本人や家族、担当
ケアマネジャー等へ質問や受診をお願いすることがあります。

Q 8

独自の問診票を使用している医療機関の場合は？

A 8

独自の問診票を使用することが出来ます。なお、医療機関から独自の問診票を受け取られた
場合は、記入後の問診票は申請者が直接医療機関へ提出してください。

Q 9

提出済の問診票は返却してもらえるのか？

A 9

主治医意見書の作成の終了後、各医療機関で適宜、保管等を行い、返却はしません。また、
介護認定審査会資料として取り扱うことはありません。

以上